

令和8年6月4日

## 指定管理施設における公衆浴場営業の許可申請漏れについて

このたび、本市が設置する古賀市健康文化施設（クロスパルこが）において、令和8年4月1日から指定管理者が変更となった際に、新たな指定管理者において、公衆浴場の営業に必要な許可申請が行われていなかったことが判明しましたので、お知らせします。

利用者の皆様をはじめ、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1 経緯

令和8年4月1日

古賀市健康文化施設（クロスパルこが）の指定管理者が、「西部ガス都市開発グループ事業体 西部ガス都市開発株式会社」から、「共同事業体ウェルリンクこが 代表企業 株式会社ルネサンス」へ変更

令和8年4月3日～6月3日

公衆浴場施設を営業

令和8年6月3日

福岡県粕屋保健福祉事務所より、新指定管理者による公衆浴場の営業許可の申請が、未実施であることの連絡

同日

公衆浴場の営業を休止（許可取得まで利用停止）

### 2 判明した内容

公衆浴場の営業については、指定管理者の変更に伴い、新たな営業主体として改めて営業許可を取得する必要がありましたが、指定管理者において許可申請が行われていませんでした。

その結果、令和8年4月3日から6月3日までの間、営業許可を受けないまま公衆浴場を運営していたことが判明しました。

### 3 原因

指定管理者において、指定管理者変更時に必要となる、公衆浴場の営業許可申請の手続きを失念していたことによるものです。

### 4 その後の対応

指定管理者に対し、速やかに必要な許可申請を行うよう指導しました。また、許可取得までの間、公

衆浴場施設の利用を停止するとともに、利用者への周知を行います。

## 5 再発防止の取組

指定管理者に対し、本件の発生原因を検証したうえで再発防止策を策定・実施するよう指導します。  
あわせて、関係法令に基づく許認可手続きの確認、及び法令遵守の徹底を図ります。